

◇ 天野和夫賞 ◇

## 天野和夫賞

### 第14回受賞者および選考理由

#### 1. 天野和夫賞の趣旨

本賞は、法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長、故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生、ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的とする。

#### 2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者  
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者  
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者  
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

#### 3. 第14回天野和夫賞選考の経過

2016年度については、規程第6条に基づき、宮脇正晴・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、田中成明・京都大学名誉教授（法哲学専攻）、高橋直人・本学法学部教授（法史学専攻）、平野仁彦・本学法学部教

授(法哲学専攻), 渡辺千原・本学法学部教授(法社会学専攻), 石橋秀起・本学法学部教授(法学研究科大学院担当副学部長), 森岡真史・本学法学部副部長を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は, 2016年10月24日に開催され, 選考の結果, 以下のように決定した。

#### 4. 第14回天野和夫賞受賞者とその選考理由

##### (1) 規程第3条1項1号該当者

王 一 晨 氏

最終学歴: 2015年9月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程修了

専攻分野: 行政法

学 位: 博士(法学) 立命館大学

博士論文: 「拡大生産者責任に関する比較法的検討——日中米における比較考察——」

##### 【選考理由】

本論文は, 循環型社会の形成につき重要な政策概念とされる拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility)について, 日中米の理論とその法制について比較検討したものである。拡大生産者責任とは, 生産者が製品の生産・使用の段階だけでなく廃棄・リサイクルの段階まで責任を負うとする概念であり, 製品の使用済みの段階でもその回収やリサイクルの責任を自治体から生産者に転嫁させることで, 生産者に環境に配慮した製品設計のインセンティブを与えることを目的とするものである。中国においても廃棄物問題は近年深刻化し循環型社会を創造すべきとされており, 拡大生産者責任が中国にも導入されたものの, その概念に対して十分な理解がなされていない, と王氏は捉え, この概念を正確に理解するために, 日本の法制を分析しつつ, さらにアメリカの状況をも検討することで, 拡大生産者責任における中国法の進展に寄与することを本論文の目的として

いる。

本論文は、日中米の拡大生産者責任の法状況について、責任の分担を中心にそれぞれの国の実定法レベルまで丹念に分析し検討を加えたものである。責任分担の分析の結果、日本の拡大生産者責任の法制度は最適制御論に基づく共有責任モデルであると位置づける。また、アメリカにおいて拡大生産者責任から現在の製品管理責任（Product Stewardship）への推移につき、各州の立法動向を含めて詳細に紹介したうえで、アメリカの製品管理責任も日本と同様に最適制御論に基づいた共有責任モデルであるとして、日本とアメリカの共通性を提示していることは傾聴に値する指摘であろう。なお、アメリカにおける拡大生産者責任及び製品管理責任をめぐる内容は、我が国ではいまだ十分な検討がなされておらず、その意味で本論文は我が国の理論状況にも大きく貢献するものであると評価することができる。

以上によって、本論文は天野賞受賞に相応しいすぐれた研究であると認められる。

(2) 規程第3条1項2号該当者

和食光洋氏

最終学歴：2016年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：民法

学位：修士（法学）立命館大学

修士論文：「約款の拘束力について——規範性の観点から——」

**【選考理由】**

本稿は、約款の拘束力の根拠を「意思」に求めるという基本構想のもと、従来の約款論と債権法改正における「定型約款」規定の連続性を実証し、ともすれば「約款法学の後退」とも評価されかねない債権法改正に積

極的な意義を見いだした。本稿の特徴は、幅広い雑多な約款を「社会学的な規範通用力、いわゆる規範性」という観点で限定的に捉えようとした点にある。そしてこの観点から、今後一大争点となりうる「約款使用者の『約款による』という『一方的な表示』」の場面でも、「規範（法規）」が「契約」へと取り込まれていく契約責任論の現代的傾向（いわゆる契約解釈における「意思の柔軟化」）を参照すれば、規範性を有する「定型約款」についてはその拘束力を「意思」で説明することは十分可能であると結論づけた。このように「『約款』の規範性を『意思』に還元しよう」と積極果敢に挑んだ姿勢は、修士論文として大いに評価に値しよう。その証左として、本稿は、査読委員会の選考を経て立命館法政論集14号（2016年）158頁以下に掲載を許された。

ところで和食氏は、成績優秀により飛び級制度を利用して大学院に進学したため、勉学面では大変なことも多々あったと想像されるが、そのそぶりを一切見せないどころか、大学院でより高度な法的知識・素養を習得するのを喜び・励みとし、見事、企業法務で働くという当初の夢を叶えた。すでに大学生の時から指導教員担当講義のES（教育サポーター）として、また大学院進学後も毎学期欠かさずTA（ティーチング・アシスタント）として毎週の学習相談会で答案の書き方等を指導してくれた。彼を憧れの先輩として慕う学生は多数いるが、たとえば現在、早期卒業制度を利用して大学院前期課程に在籍する1回生がその一例であろう。

なお大学院の修了式では、成績優秀者として「総代」をつとめたことも付言しておきたい。

以上より、和食氏を、天野賞にふさわしい者として選考した次第である。

### (3) 規程第3条2項該当者

高谷知佳氏

最終学歴：2003年3月 京都大学法学部卒業

\* 京都大学大学院法学研究科助手を経て、2006年4月助教授、2007年4月より准教授（名称変更）

専門分野：法史学

学 位：学士（法学）京都大学（2003年3月）

著 書：『中世の法秩序と都市社会』塙書房（2016年）

### 【選考理由】

高谷氏の業績『中世の法秩序と都市社会』は、近年の中世都市研究の豊かな成果を踏まえ、日本の都市における法規範や紛争解決の諸相について、実証的研究を前提に新たな理解の枠組みを提供しようとする独創性の高いものである。

「都市法」は、西洋法史分野における重要なテーマであった。「自由都市」という語に象徴的に表れる通り、中世ヨーロッパの都市は、外界の諸勢力から独立した存在として描かれ、内部での独特の法秩序が「都市法」として解明されてきた。いっぽう日本中世の都市についても、さまざまな視点からの研究が精力的になされてきたものの、そこでの法秩序についての成果は限定的であり、さらに理解が深められる余地がある。これを踏まえ、「序章」において問題関心と全体構成が提示される。

氏がとりわけ注目するのは、室町期の京都と奈良である。双方ともに中世日本の代表都市であり、前者は当時の、後者はかつての首都として栄えた。権力の膝元として存在するこのふたつの都市は、上記のような中世ヨーロッパの都市とは異質なものとされ、そこでの法秩序に関する議論は、都市の特性が十分に意識されたものとは言いがたい状況である。外部からの膨大な人と物の流れが交錯することで生じる多様な利害を調整する、という、都市ならではの状況を踏まえた法秩序と裁判のしくみが、両都市では、さまざまな公権力や社会集団の間で整備されていった。「第1部」・「第2部」において、氏はその具体相を実証的に描き出す。

氏の業績のもうひとつの特色は、多様な方法論により新たな法史像を描

く試みにある。「第3部」では中世の「怪異」現象に着目し、社会不安への人々の動向を社会史的観点から論じる。また「第4部」においては、世界的な都市研究の動向に日本の成果を位置付ける比較都市研究の視点を提示している。氏は、法制史学会60周年記念事業として刊行された若手研究者論集『法の流通』（鈴木・高谷・林・屋敷編、慈学社出版、2009年）の編者の一人として重要な役割を果たした。同論集は、歴史学の様々な分野との連携を重視し、従来の法史学研究の成果を踏まえつつ、さまざまな方法論に基づいて新たな理解の枠組みを提示する取組であった。前近代日本法史分野についてその作業を中心的に進めた一人が氏であり、さらなる活躍が期待されるところである。

以上、氏の業績が天野和夫賞にふさわしいと評価する所以である。

## 5. 天野和夫賞授与式

2016年12月2日、本賞の受賞者出席のもと、宮井雅明・本学法学部長の司会により「天野和夫賞第14回授与式」が開催された。吉田美喜夫・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、宮脇正晴・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授与式は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。